

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務において、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

熊本県上天草市長

公表日

平成29年11月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の資格管理を行い、認定管理・受給管理・給付管理・保険料賦課徴収・保険者事務共同処理業務の事務を行っている。 なお、保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル、3. 個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第68号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <small><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8号、第11号、第26号、第30号、第33号、第39号、第42号、第56号、第58号、第61号、第62号、第80号、第87号、第90号、第93号、第94号、第95号、第108号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者ふれあい課
②所属長	高齢者ふれあい課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務企画部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-6192 上天草市松島町合津7915番地1 上天草市役所 健康福祉部 高齢者ふれあい課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	評価書名、個人のプライバシー等の権利利権の保護の宣言、特記事項、I-1-①事務の名称	介護保険に関する事務(介護保険賦課徴収事業)	介護保険に関する事務	事後	
平成29年10月1日	I-1-②事務の概要	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の管理を行い、認定・受給・給付・賦課の事務を行っている。	上天草市では介護保険法に基づき、被保険者の資格管理を行い、認定管理・受給管理・給付管理・保険料賦課徴収・保険者事務共同処理業務の事務を行っている。 なお、保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託をして事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	
平成29年10月1日	I-1-③システムの名称	介護保険システム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト	事後	
平成29年10月1日	I-2特定個人情報ファイル名	1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル	1. 被保険者情報ファイル、2. 世帯員情報ファイル、3. 個人番号異動連絡票及び個人番号訂正連絡票	事後	
平成29年10月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第93号、第94号	番号法第19条第7項 別表第二 第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8号、第11号、第26号、第30号、第33号、第39号、第42号、第56号、第58号、第61号、第62号、第80号、第87号、第90号、第93号、第94号、第95号、第108号	事前	
平成29年10月1日	IIしき値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年10月1日時点		
平成29年10月1日	IIしき値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年10月1日時点		